

## 【電子取引約款】

### 第1条 （本約款の趣旨）

本約款は、お客様がFXプライム株式会社（以下「当社」という）との間でインターネットによる電子通信手段（以下「本システム」という）を利用して外国為替取引（以下「本取引」という）を行う際の取り決めであり、お客様には、本システムを利用されるにあたって、以下の条項にすべて同意いただくものとします。

### 第2条 （本システムの利用）

本システムは、お客様が、『[選べる外貨](#)』お取引のご案内（「取引ガイド」、「外国為替取引約款」、「電子取引約款」及び「取引要綱」）を熟読し、本取引の内容と仕組みを理解の上、お客様が外国為替取引口座（以下「本取引口座」という）の開設を申込み、当社がそれを承諾した後にご利用になれます。

2. 当社は、お客様に本システム利用に使用するお客様 ID を発行し、当社の定める方法でお客様に通知します。お客様は、当社の定める手続に従い、パスワードを設定し、これを当社に通知します。
3. お客様が使用されたお客様 ID 及びパスワードが一致した場合のみ、本システムを利用することができません。
4. お客様は、お客様IDとパスワードを管理する責任を負うものとします。お客様 ID 及びパスワードは、お客様ご本人のみが使用でき、他人と共同で使用、又は他人に貸与もしくは譲渡することはできません。

### 第3条 （本システムのサービスの範囲）

当社がお客様に提供する本システムのサービスの範囲は、『[選べる外貨](#)』お取引のご案内（「取引ガイド」、「外国為替取引約款」、「電子取引約款」及び「取引要綱」）に定める範囲、又は別途当社が定める範囲とします。なお、当社は、本システムのサービス内容を、お客様に事前に通知することなく、変更することができるものとします。

2. お客様は、本サービスに適した端末機器、モデム、接続回線、携帯電話、ソフトウェアプログラム及びインターネット接続会社（プロバイダー）あるいは携帯電話会社との契約等をお客様の責任で準備いただくものとします。

### 第4条 （利用時間）

お客様が本システムを利用できる時間は、当社が別途定める時間内とします。但し、当社はこれをお客様に事前の通知をすることなく変更できるものとします。

### 第5条 （オーダーの受付・約定）

お客様が本システムを利用して出される売買オーダーは、入力内容を当社が受信し確認した時点でオーダーの受付が成立したものとします。

2. 当社は、受け付けた当該オーダーを所定の照会画面等に速やかに表示するものとします。お客様は、本システムを利用して出された売買オーダーが受理されたこと及びオーダー内容と表示内容の一致、又成立あるいは不成立を、照会画面等にて必ず確認するものとします。

### 第6条 （出金依頼の変更・取消）

お客様が本システムを利用して行った当社に対する出金依頼は、当社が別途定める時間内に限り、本システムにより取消あるいは金額等の変更を行うことができるものとします。

#### 第 7 条（機器等の障害）

お客様の使用される端末機器及びインターネット接続ツール等に障害が発生し本システムを利用できなくなった場合は、お客様の責任において復旧に努めていただきます。

2. 前項の障害が発生した場合において、当社は、電子メール、FAX、郵便等の通信手段によってお客様からのオーダーを受理することは一切行わないことを、お客様はあらかじめ承諾するものとします。

#### 第 8 条（非常時における対応）

非常時などにお客様が当社に連絡される際は、当社が別途定める連絡先とします。

2. 当社はお客様に対し緊急に連絡が必要となった場合は、電子メール、電話、FAX、郵便等合理的な通信手段により連絡いたします。

#### 第 9 条（免責事項）

お客様は、システム上の障害等次の各号に掲げる事由により生じた損失及び損害はすべてお客様に帰属することをあらかじめ了承し、当社は一切その責任を負わないものとします。

(1) お客様、当社及び第三者の本取引に係る一切のコンピュータ・システム、ハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動

(2) 通信回線の故障、誤作動及び不調並びに当社との通信が不明瞭、不能等によって当社がお客様のオーダーを受信できない等、当社の責めに帰することのできない事由

お客様が故意又は過失により、お客様 ID 及びパスワードをお客様以外の第三者が入力その他の方法で使用し、そのお客様 ID 及びパスワードがあらかじめ届けられ認証されているお客様 ID 及びパスワードであることを当社が確認した上で本システムを利用した場合

#### 第 10 条（本システムの利用の解除）

次の事項のいずれかに該当する場合は、お客様の本システムの利用は解除されます。

(1) お客様が、本システムの利用休止あるいは本取引口座の解約を申し出た場合

(2) 当社がやむを得ない事情で利用休止を申し出た場合

(3) 何らかの事由により、お客様が本システムを利用いただくことが不相当と当社が判断した場合

#### 第 11 条（電子交付の同意）

当社は、本取引に関してお客様に交付する書面については、金融商品取引法、同法に関する政令及び内閣府令の規定に定める電磁的方法による交付（以下「電子交付」という）を行うものとし、お客様は口座開設時にこれに同意するものとします。

#### 第 12 条（その他）

本約款に規定されていない条項については、外国為替取引約款の各条項が有効であり、適用されるものとします。

(2006 年 12 月 18 日改定)